

第94回米子市農業委員会農地部会議事録（概要）

招集年月日	平成25年1月8日（火）
招集場所	米子市役所 402会議室
開 会	午後1時30分
出席委員	1番 木澤 純一委員 2番 佐々木 知俊委員 3番 佐藤 敏行委員 4番 尾坂 宣雄委員 5番 番原 邦彦委員 6番 森中 喜輝委員 7番 高西 史郎委員 8番 林原 成子委員 9番 遠藤 泰三委員 10番 伊塚 重己委員 11番 大縄 敬次委員 12番 足立 寛隆委員 13番 吉澤 一誠委員 14番 小林 秀美委員 15番 仲田 祐康委員 16番 松原 幹人委員 17番 石橋 明広委員（部会長）
欠席委員	なし
事務局	仲田会長 田村事務局長 大許事務局長補佐 宅和主幹 道下主幹
日 程	1 農地法各条申請地現地調査 2 部会長あいさつ 3 議事録署名委員の指名 4 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第35号 米子市農用地利用集積計画の決定について 5 報告事項 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議員の事務報告
- (8) その他

開 会 午後1時30分
(農地法各条申請地現地調査)

議長(石橋委員)

明けましておめでとうございます。

今日のバスの中では多額のお金の話が出ていましたが、20億これは借金をしたという話でした。1億5千万これは人が儲けたという話でした。我々もいい話が出来ますように、平成25年度も頑張ってまいりたいと思います。よろしく申し上げます。では、これより現地調査に引き続き、第94回農地部会を開きます。

最初に議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長(石橋委員)

それでは、議席番号12番の足立寛隆委員と、議席番号13番の吉澤一誠委員にお願いしたいと思います。

また、本日の欠席はありません。

それでは、審議に入ります。

はじめに、3ページの議案第33号をお願いいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ、番号27の淀江町佐陀について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（道下主幹）

番号27の淀江町佐陀について説明いたします。

詳細は、議案のとおりです。

譲受人が、自作地の隣接農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は67aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

7番（高西委員）

今、事務局が説明したとおりです。許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号28の皆生新田2丁目について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号28の皆生新田2丁目について説明いたします。

詳細は議案のとおりです。

譲受人が、家族所有の農地を贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は31aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

13番（吉澤委員）

現地確認の報告をいたします。431の国道から下りた場所ですが、現地を確認したところ、問題なく管理されておりました。

この農地は、20年ほど前に長男の方が相続された土地ですが、いろいろな事情がありまして、本人が耕作できないことから地元で管理してきた実家のお母さんと弟に返すという案件です。

許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定させていただきます。

続きまして、5ページ、議案第34号をお願いいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

番号27の和田町についてですが、私が地元委員として説明いたしますので議長を交代いたします。

（議長交代・・・部会長から木澤部会長職務代理へ）

議長（木澤委員）

6ページ、番号37の和田町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

17番（石橋委員）

現地調査で見ていただいたところですが、申請者は議案のとおりです。申請地は、和田町にある畑で、面積1,096.28㎡です。申請者の真誠会は、高齢者に対する社会福祉事業を行っていますが、米子市より美保中校区の認知症対応型共同生活介護事業者に選定され、現在、運営している施設の隣接地に認知症対応のグループホームの整備を計画したものです。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する10ha未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。
地元の安達委員さんからも、転用について問題ないと思われますのでよろしくお願ひしますということでしたので、よろしくお願ひいたします。

議長（木澤委員）

ただいま番号37について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございせんか。

（異議なしの声あり）

議長（木澤委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

そういたしますと、議長を交代いたします。

（議長交代・・・木澤部会長職務代理から石橋部会長へ）

議長（石橋委員）

続きまして、番号38の二本木について、地元委員さんから説明をお願ひいたします。

16番（松原委員）

38番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、二本木の田で、面積は753㎡です。申請者の八幡物産は、現在、事業拡大のため従業員の増員を行っており、従業員駐車場が不足しています。来春までにさらに従業員が増える見込みであるため、現在の駐車場の隣接農地を転用し、駐車場の拡張を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。申請地は、500m以内に駅・市町村役場等の施設があり、第2種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願ひします。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございせんか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定させていただきます。

続きまして、番号39の車尾南2丁目について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

13番（吉澤委員）

39番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、車尾南2丁目の畑で面積は369㎡です。申請者は、現在、妻、子供の家族5人で市内のアパートに入居していますが、子供も3人となって、手狭となり、いつまでも借家住まいというわけにもいなくなり、申請地に一般住宅の建築を計画したものです。実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。申請地は、500m以内に2か所以上の医療施設があり、上下水道が完備された道路に面している農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定させていただきます。

続きまして、7ページ、議案第35号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。8ページに利用集積計画総括表がございます。

今月は、転貸を除く利用権設定が31件、農地保有合理化事業により機構が借入れを行う案件が2件、機構が転貸を行う案件が3件でございます。

それでは、10ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号1-1から番号1-31までを一括して審議いたします。

事務局説明から説明をお願いいたします。

事務局（大許局長補佐）

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。

今月は、田に関するものが64筆 89,441㎡、畑に関するものが5筆 5,380㎡、ございます。

番号 1-1 は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、150 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

この農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件とは、米子市が定めている「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の中に利用権設定を受ける者の要件が定めてありますが、具体的には、農用地をすべて効率的に利用し耕作すること、必要な農作業に常時従事することなどの要件です。

番号 1-2 から番号 1-3 までは、再設定でございます。

番号 1-4 は、貸人の兼業による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、636 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1-5 から番号 1-18 までは、再設定でございます。

番号 1-19 は、貸人の兼業による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、1,109 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1-20 から番号 1-25 は、鳥取西部農協が行っている農地利用集積円滑化事業による貸借で、農協が貸人より白紙の委任状を受けて契約したものです。借り人の設定後の経営面積は、1,109 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1-26 は、貸人の耕作不便等による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、4,504 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1-27 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、4,504 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1-28 から番号 1-31 までは、再設定でございます。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局から番号 1-1 から番号 1-31 までの説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、決定といたします。

続きまして、18ページから、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借受けを行う案件と、それに関連して20ページから、当該農地を農地保有合理化事業により、担い手育成機構が転貸を行う案件を一括審議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

続きまして、農地保有合理化事業に係る転貸の案件についてご説明いたします。

まず、18ページ、番号1-1から番号1-2は農地保有合理化事業により、鳥取県農業農村担い手育成機構が借受けを行う案件でございます。

続きまして、20ページ、番号1-1、1-2は、先ほどの担い手育成機構が借り入れた農地を、すぐに転貸する案件でございます。

1-3は、農地保有合理化事業により、鳥取県農業農村担い手育成機構が平成23年10月1日から平成26年9月30日まで借り入れ、現在、アグリスタート研修で研修生が耕作している農地です。その農地を、研修が終了したので研修生に転貸するものです。設定後の経営面積は、番号1-1が434a、番号1-2が31a、番号1-3が84aでございます。

以上ご審議よろしく申し上げます。

議長（石橋委員）

担い手育成機構が借受けて転貸する案件について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、決定といたします。

審議事項は以上でございます。

それでは、続いて報告事項に移ります。

22ページ、（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号17から番号18までの2件を受理しております。

23ページ、（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号36から番号42の7件を受

理しております。

続きまして、25ページ、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号18から番号25の8件を受理しています。

続きまして、27ページ、(4)非農地現況証明について、番号20から番号22の3件を証明しています。

続きまして、28ページ、(5)農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、28ページのとおり1件、鳥取地方裁判所米子支部に回答しております。

続きまして、29ページ、(5)農地転用現況確認書交付について、番号67から番号73の7件を交付しています。

続きまして、県農業会議会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

(県農業会議 会議員の事務報告)

議長(石橋委員)

ただいま会長から報告がございましたが、なにかご意見、ご質問などありませんか。

議長(石橋委員)

では、本日予定していました審議は以上ですが、ほかに議題などの追加はありませんか。

7番(高西委員)

〇〇さんというのは、精米所のことか。

事務局(大許事務局長補佐)

そうです。

7番(高西委員)

ということは、米は農協に出さないということか。

事務局(大許事務局長補佐)

そのことについては、分かりません。

7番(高西委員)

説得しても、米を農協に出すということはないが、大きいよ。だんだん集められているから。それは、裏を返せば、農家が農協に不満を持っているということだ。鳥取西部農協管内は県下でも米の等級がいちばん悪い。その中で、淀江町のはまだ悪い。なぜ、悪いかと聞くと、農協の営農担当は高温障害でなどという。全国平均だったら76パーセントくらい、鳥取平均でも31パーセントくらいだ。何が原因だというと、いつまでも「コシヒカリ」や「新世紀」や「日本晴」などに固執しているからだ。今後、天候は20年、30年前の気候に戻ることはないので、品種改良するとか、そういうことを農協だけで考えるのではなく、たとえば鳥大とか、鳥大は農業についてはそれなりに実績がある学校であり、そういうものと協力していかないとだめだと思う。今年は、農協の役員改選もあるけれども、半分は職員のOBや系統のOBだ。そのものは組合長、専務などにものをよう言わない。役員になって、もう対等だから物を言って、理事もその辺のことを言って、どうしたら農協の経営が安定するのか、また、水稻にしても考えていかなければならない。すぐに、すぐ来年からなるものではないが、そういう努力が不足している。伊塚さんには期待している。淀江なんかは、17パーセントくらいだったと思う、そういう例はない。農協の奨励品種にいいものは一つもない。

10番（伊塚委員）

今、言われたように、そのような情勢が多いということが組合員や理事の中からも話があり、また、理事会の中でいろいろ話がありまして、今年、「日本晴」を作っておられる方がおられるところで、高温につよい「きぬむすめ」を取り入れて見ようということになっております。また、これは高温障害に強くて、県の奨励品種にもなっております。今年は「日本晴」を作っておられる方は、それを代わりに作ってほしい。あと、全体的には、「コシヒカリ」、「ひとめ」は高温障害に弱いということで、「きぬむすめ」、「つやひめ」とかを試行栽培しているんですが、「つやひめ」については奨励品種になっていない、そして「きぬむすめ」は少し作って状況を見ながら、高温障害に強いものという話になっております。又、いろいろご意見があると思いますので、参考にしながら、良い方向になるよう今後、工夫していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

7番（高西委員）

いちばん大事なのは、品種を変えたがよいというものではない。「コシヒカリ」は「コシヒカリ」の作り方、「新世紀」は「新世紀」の作り方があると思う。同じ「コシヒカリ」を作った場合でも箕蚊屋平野では箕蚊屋平野での作り方、淀江では淀江の作り方、場所によって作り方が違うと思う。きめ細かな営農指導をされないといけない。その、営農指導がなっていない。大事な

事は営農指導だ。その辺をひとつ、期待しております。

議長（石橋委員）

ほかに何かございますか。

ないようですので、事務局から連絡事項を報告してください。

事務局（大許事務局長補佐）

（事 務 連 絡）

議長（石橋議員）

事務局説明について、質問等ございますか。

ないようですので、これをもちまして、第94回農地部会を終了します。

閉 会 午後3時35分